

日本学生支援機構 給付型奨学金 継続申請について

学生支援センター
学生生活課



必ず手続きを！

- **必ずご自身で手続きを行ってください**
- 継続する場合も、辞退する場合も手続きが必要です
- 奨学金継続願は**インターネット**で手続きします
手続き方法は次ページ以降をご覧ください
- 学生生活課へ家計支持者の(非)課税証明書を提出して手続きが完了です

必ず手続きを！

- 奨学金継続願は**スカラネット・パーソナル**
(インターネット)で手続きします
- 初回のログインには**事前のユーザID・パスワードの登録**が必須ですので、登録してから手続きください
- 日本学生支援機構の貸与奨学金を受給している方は貸与奨学金とは別に、給付奨学金用のスカラネット・パーソナルを登録する必要があります

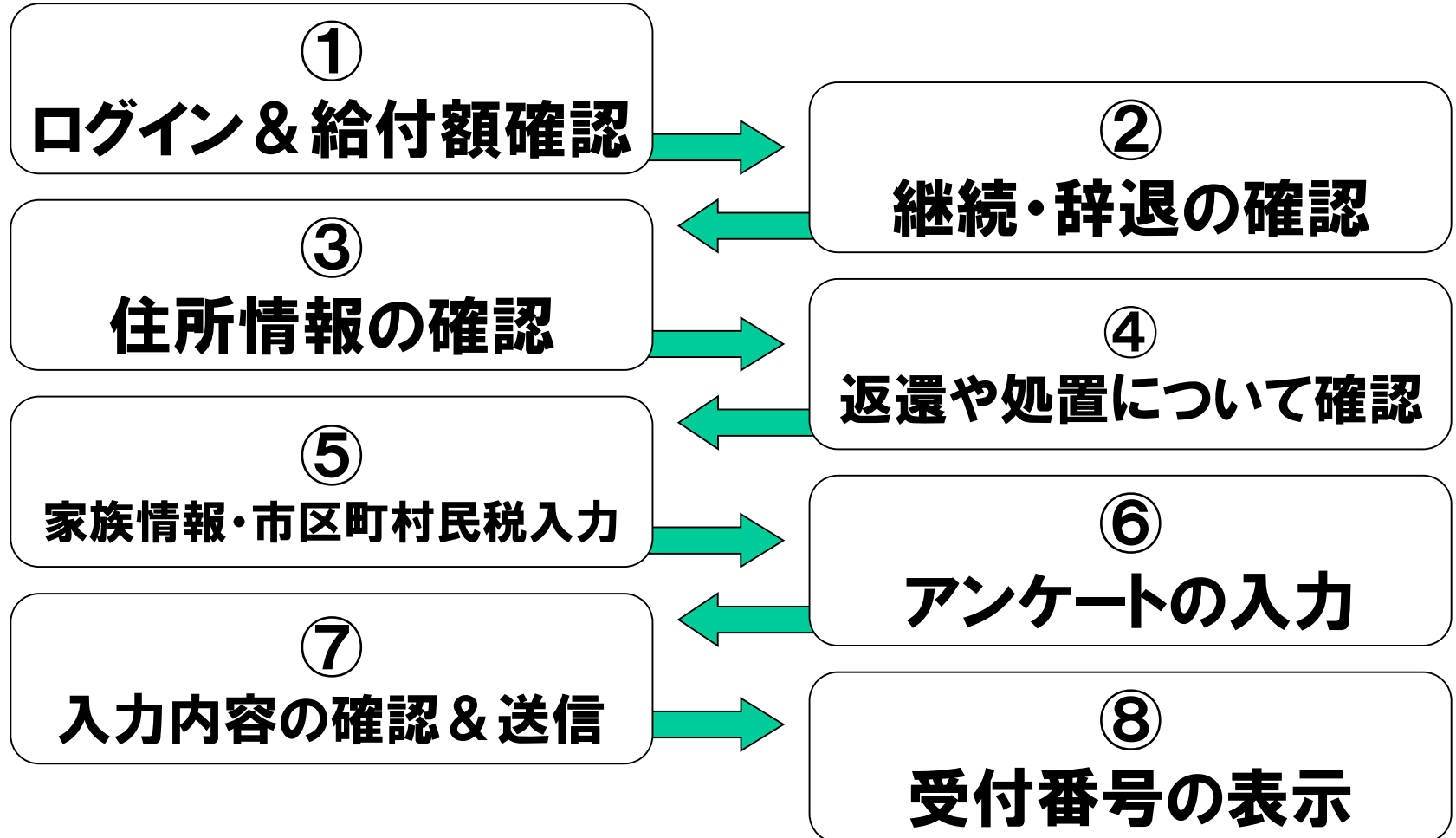
必ず手続きを！

- 継続願手続き期間

12月14日(金)～

1月20日(日)

スカラネット・パーソナルでの手続



手続き上の注意点

継続希望者は誤って選択しないでください！

× 継続・辞退の確認で「辞退」

× 返還義務の確認で「自覚なし」

⇒ **2019年3月をもって奨学金の
給付が終了してしまいます！**

提出物について(学生生活課へ提出)

提出物:家計支持者の平成30年度(平成29年分)市区
町村民税(非)課税証明書

※家計支持者が2人(父、母など)いる場合は、両方の
(非)課税証明書が必要です。無職・無収入であって
も、必ず(非)課税証明書は提出してください。

提出期間: **12月14日(金)～1月18日(金)**

提出場所: 学生生活課(事務室開室時間: 平日9時～17時)

適格認定について

■ 停止措置

- 年間修得単位が標準修得単位数の**1/2以下**
(半期休学の場合は**1/4以下**)
- **留年が確定**した場合 (場合によっては廃止になることがあります)
- 家計支持者の市町村民税の所得割額が
20万円を超える場合
- 家計支持者の市町村民税の所得割額を
課されている状態が**2年間継続**の場合
- **1ヶ月未満**の停学、けん責等

いずれも翌年の奨学金が1年間停止されます。

適格認定について

■ 休止…休学中は奨学金が休止されます。

→ 2年を越えて休停止期間が継続すると
辞退(廃止)扱いとなります。要注意！

適格認定について

■ 廃止措置

- 家計支持者の市町村民税の所得割額を課されている状態が**3年間継続**の場合
- 家計支持者の市町村民税の所得割額が**20万円**を超えるため停止中の者で、**翌年家計支持者が市町村民税の所得割を課されている**場合
- 学校処分の内容が**1ヶ月以上 3ヶ月未満**の有期停学
- **留年が確定**した場合 (場合によっては停止になることがあります)

適格認定について

- 廃止…学校内外の規律を著しく乱し、大学より処分を受けた者は、**奨学金が廃止されることに加え、当該年度に支給された奨学金を返還する必要があります。**

わからなくなったら・・・

- 入力方法等で不明な点があれば、
まずは学生生活課まで尋ねてください。

一度申請ボタンを押してしまうと、その後の修正ができません。

**※ご自身の入力内容の確認もできません。
注意して入力・送信してください。**

学生支援センター-学生生活課
(今出川)075-251-3280 (京田辺)0774-65-7430